

事務連絡
平成26年12月26日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第498号)が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)

- ① 標準型
- ② 自動調整機能付き

B0021120901

B0021120902



「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー			
(1)	シングルチャンバ		
①	標準型	B002	112.01.01
②	MR I 対応型	B002	112.01.02
(2)	削除		
(3)	デュアルチャンバ (I型・II型)	B002	112.03
(4)	削除		
(5)	デュアルチャンバ (III型)	B002	112.05
(6)	デュアルチャンバ (IV型)		
①	標準型	B002	112.06.01
②	MR I 対応型	B002	112.06.02
(7)	トリプルチャンバ (I型)		
①	標準型	B002	112.07.01
②	極性可変型	B002	112.07.02
(8)	トリプルチャンバ (II型)		
①	単極用又双極用		
ア	標準型	B002	112.08.01.1
イ	MR I 対応型	B002	112.08.01.2
②	4極用	B002	112.08.02.1
(9)	トリプルチャンバ (III型)	B002	112.09

改正後

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー			
(1)	シングルチャンバ		
①	標準型	B002	112.01.01
②	MR I 対応型	B002	112.01.02
(2)	削除		
(3)	デュアルチャンバ (I型・II型)	B002	112.03
(4)	削除		
(5)	デュアルチャンバ (III型)	B002	112.05
(6)	デュアルチャンバ (IV型)		
①	標準型	B002	112.06.01
②	MR I 対応型	B002	112.06.02
(7)	トリプルチャンバ (I型)		
①	標準型	B002	112.07.01
②	極性可変型	B002	112.07.02
(8)	トリプルチャンバ (II型)		
①	単極用又双極用		
ア	標準型	B002	112.08.01.1
イ	MR I 対応型	B002	112.08.01.2
②	4極用	B002	112.08.02.1
(9)	トリプルチャンバ (III型)		
①	標準型	B002	112.09.01
②	自動調整機能付き	B002	112.09.02